

(記載要領)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「1 開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「2 本人確認等」

ア 開示請求者 該当する箇所にレ点を入れてください。

イ 本人の状況等 開示請求者が本人の場合は記載は不要です。

代理人が請求する場合は、該当する箇所にレ点を入れてください。

また、法定代理人、任意代理人を問わず、本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

4 「3 求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の希望日、閲覧又は写しの交付、もしくは送付）について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法は各実施機関の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申出書」により、別途申し出ることもできます。

4 手数料の納付について

手数料は無料ですが、写しの交付、また送付については別途実費が必要となります。

5 本人確認書類等

(1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険被保険者証、個人番

号カード（個人番号通知カードは不可）または住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類等を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

(2) 送付による開示請求の場合

開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1) の本人確認書類を複写機により複写したものを持参してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを持参する場合は、表面のみ複写してください。

(3) 代理人による開示請求の場合

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、委任者の実印により押印した上で委任者の印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

(様式第12号関係)

(記載要領)

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

③①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）

② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）

4 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 訂正請求者について

ア 訂正請求者 該当する箇所にレ点を入れてください。

イ 本人の状況等 訂正請求者が本人の場合は記載は不要です。

代理人が請求する場合は、該当する箇所にレ点を入れてください。

また、法定代理人、任意代理人を問わず、本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

6 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第 90 条第 3 項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならないこととなっています。

7 本人確認書類等

(1) 来所による訂正請求の場合

来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）または住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類等を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からぬ場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、訂正請求窓口に事前に相談してください。

(2) 送付による訂正請求の場合

訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1) の本人確認書類を複写機により複写したものを持参してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを持参する場合は、表面のみ複写してください。

(3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、委任者の実印により押印した上で委任者の印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。）を添付してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

(記載要領)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

③①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。なお、本法により保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第 90 条第 1 項第 1 号）

② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第 88 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第 90 条第 1 項第 2 号）

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第 1 号該当」、「第 2 号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第 1 号該当」には、第 61 条第 2 項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、第 63 条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、第 64 条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときと考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第 2 号該当」には、第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定（目的外提供制限）又は第 71 条第 1 項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 利用停止請求者について

ア 利用停止請求者 該当する箇所にレ点を入れてください。

イ 本人の状況等 利用停止請求者が本人の場合は記載は不要です。

代理人が請求する場合は、該当する箇所にレ点を入れてください。

また、法定代理人、任意代理人を問わず、本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

6 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

7 本人確認書類等

(1) 来所による利用停止請求の場合

来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）または住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類等を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からぬ場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、利用停止請求窓口に事前に相談してください。

(2) 送付による利用停止請求の場合

利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものを持参してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを持参する場合は、表面のみ複写してください。

(3) 代理人による利用停止請求の場合

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、委任者の実印により押印した上で委任者の印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。